

# 市政

## 消防団退団者と団員家族などに感謝状を贈呈

永年にわたり、地域消防にご尽力をいただいた団員などに感謝状を贈呈しました。(敬称略)

### ◆狭山市長表彰

市長感謝状／前分団長・宮岡元樹ほか10名  
永年勤続消防団員家族表彰／太田佳代、小島香穂里、平岡総子、室岡優子、片岡とみ子、橋本今日子、吉川泉、伊藤小百合、梅林里美、増田夏美、古谷由華  
問合せ防災課へ内線3697

## 地域福祉活動の環境整備事業に補助金を交付

市民の皆さんが設立した福祉関係団体などが行う活動に対して、3年間を限度に補助金を交付します。  
対象平成28年4月1日～29年5月31日に、市民が主体となって設立したNPO法人や任意団体(類似する公的補助金の

きをお願いします。  
対象市内在住で、母子・父子家庭などの児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある児童は20歳未満)とその父母が養育者 ※医療保険加入、所得制限などの条件あり。事前の相談が必要 問合せことも課へ内線1538

## ひとり親家庭などに児童扶養手当を支給

支給対象となる児童を養育している方が、申請することによって受給できます。申請月の翌

## 心の悩みや心配ごとを一人で抱えないで 3月は自殺対策強化月間

自殺は、特別な人だけの問題ではありません。普通の生活をしてきた人も、ある日突然自殺に至ることがあります。あなたの周りに、いつもと何かようすが違うな…という人はいませんか?変化に気づいたらそっと声をかけ、話を聴き、早めに専門家の相談窓口につないでください。

### ◆こころの健康や悩みの相談窓口

相談窓口		受付時間
保健センター	☎2959-5811	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝・休日・年末年始を除く)
	☎2959-3074	
埼玉 いのちの電話	☎048-645-4343	24時間受付
	こどもライン (18歳以下) ☎048-640-6400	金・土曜日 15時～21時30分
	自殺予防いのちの電話 ☎0120-738-556	毎月10日8時～ 翌11日8時

問合せ保健センターへ☎2959-5811

交付を受けている団体を除く

対象事業①地域住民の支え合いにより、福祉サービスを提供する事業 ②地域福祉の担い手を養成する事業 ③地域福祉課題を解決するための先進的な事業 補助対象会場使用料、消耗品費、印刷費、備品購入費など 補助限度額年20万円 ※4月24日(月)、17時から説明会あり 申込み5月31日(水)までに福祉課へ内線1010

## 遺児就学援助金などを支給

交通事故や病気などの理由で、親権者の一方が双方を亡くした児童(遺児)の保護者に援助金などを支給します。

対象市内在住の義務教育課程にある遺児の保護者 支給額遺児一人当たり月額3千円(9月と3月に図書カード) 必要書類戸籍謄本(死亡した方と遺児、保護者の関係が分かるもの)、保護者名義の預金通帳 問合せことも課へ内線1534

## ひとり親家庭などに医療費を支給

次の方が、申請することで受給できます。原則申請日から支給されますので、申請をしていない方は、早めの申請をしてください。

月分から支給されますので、申請をしていない方は、早めの手続きをお願いします。

対象次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある児童は20歳未満)を養育している方 ▼父母が離婚 ▼父か母が死亡 ▼父か母に重度の障害がある ▼その他の理由で父母と生計を別にして 支給額(児童1人当りの月額) ▼1人め:9千990円 ▼4万2千330円 ▼2人め:5千1万円加算 ▼3人め以降:一人につき3

## 障害のある方に手当を支給

障害のために常時介護を必要とする方が、自立した生活を送れるよう、国や市では手当を支給しています。次の手当がありますので、該当する場合は、申請してください。なお、所得による支給制限があり、申請には所定の診断書が必要です(療育手帳をお持ちの方を除く)。

### ◆重度の障害がある方への手当

#### ▶特別障害者手当

対象/重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護が必要な次のいずれかに該当する20歳以上の方

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複している方
- ②ひとつの障害であっても、①と同程度の状態にある方(肢体不自由や精神障害で日常生活において全面的に介助が必要な方や、内部障害などで絶対安静の状態にある方など)

受給できない方/継続して3か月を超えて入院している方や施設に入所中の方

#### ▶障害児福祉手当

対象/重度の障害があり、日常生活で常に介護が必要な次のいずれかに該当する20歳未満の方

- ①身体障害者手帳1級の一部と2級の一部の方
- ②療育手帳Aの方
- ③精神障害、血液疾患、肝臓疾患などで①・②と同程度の障害がある方

受給できない方/障害を理由とする年金を受けている方や施設に入所中の方

### ▶在宅心身障害者福祉手当

対象/次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級(3級は20歳未満)の方
- ②療育手帳の等級がA・A・B・C(Bは20歳未満、Cは20歳以上)の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方など①・②と同程度の障害があると認められる方

受給できない方/施設に入所中の方、特別障害者手当か障害児福祉手当などを受給されている方、65歳以上で平成22年4月1日以降に手帳の新規交付を受けた方、住民税が課税されている方

### ◆障害のある子どもの保護者への手当

#### ▶特別児童扶養手当

対象/次の一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者のうち、生計を維持する方

- ①身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方または療育手帳A・A・Bの方
  - ②①と同程度の障害がある方
- 受給できない方/障害を理由とする年金を受けている方や施設に入所中の方の保護者  
問合せ障害者福祉課へ内線1592

6千円加算 ※支給額は3

月末日現在。所得制限あり。公的年金受給者は条件あり 問合せことも課へ内線1534

## 自立支援の教育訓練給付金を支給

就業に結びつく指定教育訓練講座を受講し、修了した方に給付金を支給します。

対象市内在住の母子・父子家庭の父母で、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方 対象講座雇用保険制度の指定教育訓練講座(医療事務、介護職員初任者研修など) 給付額受講料の6割で20万円を限度(1万2千円以下は支給されません) ※所得制限などの条件あり。事前の相談が必要 問合せことも課へ内線1534

## 高等職業訓練促進給付金を支給

国家資格などを取得するための養成機関に修学している方に給付金を支給します。

対象市内在住の母子・父子家庭の父母で、修学期間が1年以上の資格取得養成機関を受講中の方 対象資格看護師(看護師)、介護福祉士、歯科衛生士など 支給額▼非課税世

情報ガイド

# 募集 (職員・ボランティアなど)



## 狭山市上下水道事業審議会委員

任期29年7月1日～31年6月30日 内容水道や下水道事業の調査・審議 対象平成29年7月1日現在、市内に引き続き1年以上お住まいの20歳以上70歳未満で、ほかの審議会の委員でない方 募集人員2名以内 申込み4月7日(金)必着で、応募用紙(経営課、地区センター)に用意。ホームページからもダウンロード可)と小論文(狭山市の上下水道について思う

## 看護師臨時職員

こと(1千字程度を同課(郵送可)へ内線2315  
採用期間29年4月17日～10月31日 勤務日時月～金曜日、8時30分～16時(月40時間以内) 勤務場所保健センター 勤務内容健診業務 対象正看護師の免許をお持ちの方 募集人員若干名 賃金時給2千円 申込み本人が事前連絡のうえ、3月24日(金)までに履歴書と看護師免許証を持って同センターへ☎2959・5811

## 固定資産の縦覧

地方税法の規定に基づき、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間4月3日(月)～5月31日(水)、8時30分～17時15分(土・日)

帯:月額10万円 ▼課税世帯:月額7万5000円 支給期間修学中のうち3年間 ※所得制限あり。事前の相談が必要 問合せことも課へ内線1534

日曜日、祝日を除く) 縦覧できる方①平成29年度土地・家屋の固定資産税の納税者②納税者から同意を得た同一世帯の方③納税者から権限を委任された代理人 ※納税者本人は固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧も可 持参品運転免許証などの本人確認ができる書類、印鑑(法人の場合は法人印か代表者印)、代理人の場合は納税者からの委任状 問合せ資産税課へ内線1125